

特定非営利活動法人フードバンク TAMA 賃金支給内規

(目的)

第1条 この内規は、特定非営利活動法人フードバンク TAMA（以下「法人」という。）における職員の賃金に関する事項について必要な事項を定める。

(採用者の定義)

第2条 この内規で職員とは、法人と雇用契約した職員及びパートタイマーをいう。なお、理事が使用人兼務役員として、職員になることができる。

(賃金の定義)

第3条 この内規で賃金とは、労働の対価として職員に支払われるものをいう。

(賃金の原資)

第4条 賃金の原資は、当法人の受給が確定した補助金もしくは助成金を原則とする。ただし、理事会が認めたときは、一般財源を原資とすることができる。

(採用者の賃金)

第5条 賃金については、別表により時給で支給する。

(賃金の支給)

第6条 賃金は、毎月末締切り、翌月5日に支給することを原則とする。但し、支払日が日曜日の時はその前々日、土曜日・祝日など銀行が休日のときはその前日に支払う。

2 賃金は、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。ただし、本人の同意を得れば、現金により本人に支給することができる。

(改正)

第7条 この内規を変更しようとするときは、理事会の決議を得なければならない。

(附則)

この内規は、令和1年10月1日から施行する。（理事会決議）

附 則 この内規は、令和2年5月1日から施行する。（理事会決議）

附 則 この内規は、令和3年8月24日から施行する。（理事会決議）

附 則 この内規は、令和5年10月24日から施行する。（理事会決議）

別表

対 象 者	主 な 業 務	賃金額	賃金の種別
職 員	フードバンク業務	東京都最低賃金額～2,000円 ※原資により異なる。	労働時間に応じた支給
パートタイマー	同上	東京都最低賃金額～1,500円 ※原資により異なる。	同上